

(個人の県民税を課する) 県民税を課する。

(個人の県民税の非課税の範囲)

第三十条の二 略

2 略

3 法第二百九十五条第三項の規定により個人の市町民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徵収すべき個人の県民税の均等割を課さない。

(個人の県民税の非課税の範囲)

第三十条の二 略

2 略

3 法第二百九十五条第三項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徵収すべき個人の県民税の均等割を課さない。

(個人の県民税を課する) 県民税を課する。

(個人の県民税の賦課徵収に関する報告)

第三十六条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の六月三十日までに、知事に報告しなければならない。

一 略

二 県民税および市町民税の均等割の課税額の総額

三 県民税および市町民税の所得割の課税額の総額

四 個人の県民税の課税額と個人の市民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

二 市町長は、前項各号に掲げる事項に關し、当該年度の三月三十一日現在における状況を、規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の四月三十日までに知事に報告しなければならない。

3 市町長は、個人の県民税の滞納の状況に關し、当該年度の翌年度の五月三十一日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の六月三十日までに知事に報告しなければならない。

(個人の県民税の賦課徵収に関する報告)

第三十六条 市町村長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の六月三十日までに、知事に報告しなければならない。

一 略

二 県民税および市町村民税の均等割の課税額の総額

三 県民税および市町村民税の所得割の課税額の総額

四 個人の県民税の課税額と個人の市民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

二 市町村長は、前項各号に掲げる事項に關し、当該年度の三月三十一日現在における状況を、規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の四月三十日までに知事に報告しなければならない。

3 市町村長は、個人の県民税の滞納の状況に關し、当該年度の翌年度の五月三十一日現在における状況について、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の翌年度の六月三十日までに知事に報告しなければならない。

(個人の県民税の申告等)

第三十五条の三 第三十条第一項第一号の者のうち法第三百七条の二第一項から第四項までの規定に基づく市町民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の二の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町の長に提出しなければならない。

(個人の県民税の賦課徵収)

第三十五条の二 個人の県民税の賦課徵収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町が、当該市町の個人の市町民税の賦課徵収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徵収とあわせて行なうものとする。

2 知事は、市町が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徵収に関する事務の執行について、市町に対し、必要な援助を行なうものとする。

(個人の県民税の賦課徵収)

第三十五条の二 個人の県民税の賦課徵収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徵収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徵収とあわせて行なうものとする。

2 知事は、市町村が前項の規定によつて行なう個人の県民税の賦課徵収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助を行なうものとする。

(個人の県民税の申告等)

第三十五条の三 第三十条第一項第一号の者のうち法第三百七条の二第一項から第四項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を提出する者は、当該申告書とあわせて法第四十五条の二の規定に基づく県民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村の長に提出しなければならない。

(個人の県民税の申告等)

第三十五条の三 第三十条第一項第一号の者のうち法第三百七条の二第一項から第四項までの規定に基づく市町村民税に関する申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村の長に提出しなければならない。

る。

(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込の方法)

第三十七条 市町が法第四十二条第三項の規定によつて個人の県民税に係る地方団体の徴収金を払込む場合においては、規則で定める様式による払込書によつて県の指定金融機関、収納代理金融機関または郵便局に払込むものとする。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第三十九条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町に対しても、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

一・二 略

三 市町が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条又は第十七条の二の規定により市町が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する額

四 法第十七条の四の規定により市町が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五 法第三百二十二条第二項の規定により市町が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

2 市町長は、四月、七月、十月及び一月中に、前三月分をそれぞれの期間の事実に基き、規則で定める様式による

できる。

(個人の県民税に係る地方団体の徴収金の払込の方法)

第三十七条 市町村が法第四十二条第三項の規定によつて個人の県民税に係る地方団体の徴収金を払込む場合には、規則で定める様式による払込書によつて県の指定金融機関、収納代理金融機関または郵便局に払込むものとする。

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第三十九条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しても、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

一・二 略

三 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第十七条又は第十七条の二の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する額

四 法第十七条の四の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

五 法第三百二十二条第二項の規定により市町村が交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

2 市町村長は、四月、七月、十月及び一月中に、前三月分をそれぞれの期間の事実に基き、規則で定める様式によ

る計算書によつて前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならない。

3 知事は、市町長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、直ちに徴収取扱費を当該市町に交付するものとする。

(納入申告書の提出)

第三十九条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第三十五条の二第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、地方税法施行規則(昭和二十九年總理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)で定める様式によつて、その徴収すべき

分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、法第三百二十八条の五第二項又は第三項の規定による納入申告書とあわせて、市町長に提出しなければならない。

(退職所得申告書)

第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の

(退職所得申告書)

第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の

る計算書によつて前項の徴収取扱費の額を算定し、当該計算書を知事に送付しなければならない。

3 知事は、市町村長から、前項の規定による計算書の送付があつた場合には、直ちに徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。

(納入申告書の提出)

第三十九条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第三十五条の二第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、地方税法施行規則(昭和二十九年總理府令第二十三号。以下「施行規則」という。)で定める様式によつて、その徴収すべき

分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、法第三百二十八条の五第二項又は第三項の規定による納入申告書とあわせて、市町村長に提出しなければならない。

(退職所得申告書)

第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三百二十八条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の

一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支